

森林整備（造林）補助事業竣工検査内規

昭和 54 年 9 月 5 日農林第 862 号
昭和 56 年 11 月 24 日農林第 1153 号
平成 14 年 12 月 16 日農緑第 1486 号
平成 16 年 3 月 31 日農緑第 1887 号
平成 16 年 11 月 24 日農緑第 1580 号
平成 19 年 4 月 2 日農森第 8999 号
平成 21 年 8 月 17 日農森第 1393 号
平成 28 年 8 月 8 日農森第 1177 号
平成 30 年 10 月 16 日農森第 1624 号
令和 3 年 9 月 17 日農森第 1288 号
令和 5 年 3 月 31 日農森第 2597 号
令和 6 年 3 月 25 日農森第 2579 号
令和 7 年 2 月 25 日農森第 2233 号
令和 7 年 5 月 26 日農森第 351 号
〔最終改正〕令和 8 年 9 月 28 日農森第 1105 号

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 森林整備（造林）補助事業実施要領（以下「要領」という。）第 7 に規定する造林事業竣工検査（以下「検査」という。）は、要領の規定によるほかこの内規の定めるところによる。

（検査員）

第 2 条 農林水産振興センター所長及び林業事務所長は、森林管理課長から造林補助事業の検査の依頼を受けたときは、検査に従事する職員（以下「検査員」という。）を任命する。

2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

（検査の対象）

第 3 条 検査は、申請のあった施行地 1 カ所ごとに行う。

（検査の認定）

第 4 条 検査の結果、当該施行地が要領等に適合しないものであるときは、竣工とは認めず、不合格である旨を申請者に通知する。

2 前項の不合格である施行地で当該年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行う。

(検査調書)

第5条 検査員は、検査した事項及び自らの氏名を検査調書に記入する。

(検査調書等の保存)

第6条 検査調書及びこれらに関する書類等（電磁的記録により作成されている場合を含む。）は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存する。

第2章 検査

第1節 共通事項

(検査の趣旨)

第7条 検査は、その内容が森林環境保全整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）等に定める規定に適合していることを確認することを旨として行う。その際、施業の実施状況等、申請書により確認できない事項は、現地にて確認する。ただし、森林環境保全整備事業実施要領の運用別表1のキ【オルソ画像による申請書類の省略】の規定によりオルソ画像等が添付された申請の場合は、第10条から第12条まで及び第17条から第24条までに定める内容について、オルソ画像等で確認可能な場合は、現地での確認を省略できる。

(GIS等の活用)

第8条 検査に合格した施行地については、当該施行地の位置、区域、面積（検査により確定した面積。以下「査定面積」という。）等をGIS等で管理し、次回以降の補助金交付申請及び検査に活用することができる（GIS等で管理し活用できる情報について以下「GIS等登録情報」という。）。

2 GIS等登録情報のある施行地について申請があった場合、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、査定面積等にGIS等登録情報を利用する。

(面積の照査及び査定)

第9条 面積の検査は、申請面積と照査して行い、査定は、検査面積を採用する。

2 面積の単位はヘクタールとし、小数点以下第3位を切り捨てし、2位止めとする。

(施行地の位置確認)

第10条 申請書に記載された施行地の位置については、県の保有する森林計画図、地球測位システム（GNSS）、GIS等で照合・確認する。

(施行地の区域確認)

第11条 申請書に記載された施行地の区域については、周辺林地の林地況等により確認する。

2 施行地として認める区域は、現に施業対象となる樹種が植栽されている、又は地拵えが完了している区域とする。

3 実施要領に規定された事業内容のうち、地表かき起こし、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する森林の区域を施行地の区域とする。

- ・別表1の事業区分1【森林環境保全直接支援事業】のイ【樹下植栽等】、キ【除伐】、ク【保育間伐】、ケ【間伐】、コ【更新伐】
- ・別表1の事業区分2の(1)【森林緊急造成】のイ【樹下植栽等】、カ【除伐】
- ・別表1の事業区分2の(2)【被害森林整備】のイ【樹下植栽等】、キ【除伐】、ク【保育間伐】、ケ【更新伐】
- ・別表1の事業区分2の(3)【重要インフラ施設周辺森林整備】のイ【樹下植栽等】、キ【除伐】、ク【保育間伐】、ケ【更新伐】
- ・別表1の事業区分2の(5)【保全松林緊急保護整備】のイ【樹下植栽等】、カ【除伐】、キ【保育間伐】、ケ【更新伐】

(測量成果・面積の確認)

第12条 第8条第2項のGIS等登録情報がない場合又は同項において同一と認められなかった場合は、以下のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。

- (1) コンパス等による測量の場合は、2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差の限度は、方位角及び高低角各2度、距離5/100とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
 - (2) GNSS等による測量成果の提出があった場合は、2カ所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される精度は3メートル以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
 - (3) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルをGIS等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。
- 2 前項による結果が、誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量等を命じるものとする。

(施業間隔・重複申請の確認)

第13条 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないこと、並びに一貫作業の施行地においては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

(森林所有者及び造林地の地番)

第14条 造林地の森林所有者及び地番を確認し、確認方法を検査調書の備考欄等に記載する。

(事業主体等の確認)

第 15 条 事業主体の要件等について、以下の書類等により確認する。また、事業の実施に同意していることについて森林所有者等に対して確認する。

(1) 事業主体としての要件を満たしていること。

ア 実施要領別表 1 の事業区分 2 の(1)【森林緊急造成】、(2)【被害森林整備】のア～シ、(3)【重要インフラ施設周辺森林整備】及び(4)【林相転換特別対策（特定スギ人工林）】の事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し

イ 事業主体が森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し

ウ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等

(2) 事業主体が森林所有者でない場合若しくは分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。

ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し（事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。）

イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し

ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等

(3) 実施要領第 8 第 2 項【第三者への委任】により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領(以下、「代理申請」という。)が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。

ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し

イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し

(4) (1)～(3)における契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者等の自筆署名または記名押印によること。

(共通仮設費、現場監督費及び社会保険料等の確認)

第 16 条 実施要領第 10 第 3 号のイ【共通仮設費】において、衛星通信機器等の活用により緊急連絡体制の確保等を行い、標準単価に直接費の 1 %に相当する額を加算する場合は、連絡体制図等で通常の携帯電話等以外の衛星通信設備を活用していることを確認する。

2 同号のイ【間接費の加算】による施行地においては、以下のことを確認する。

(1) 現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み証明書等により確認する。

(2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあつては、当該個人受託者に対する

実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。

- (3) 熱中症対策として、間接費に標準単価の1%に相当する額を加算する場合は、事業実施期間（現場に従事した日数とする。）の過半以上が加算対象期間に含まれていることを確認する。
- (4) 事業主体（県や市町村が事業主体の場合は、請負事業者）が、技能者が3割以上在籍するものとして、標準単価の1%に相当する額を間接費に加算する場合にあっては、県において把握されている事業体であることを確認する。

第2節 施業種ごとの検査事項

（人工造林及び樹下植栽等の検査）

第17条 人工造林及び樹下植栽等については、次により確認する。

- (1) 地拵えについては、伐採及び刈払い並びに倒木、刈払い物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されていることを確認する。
- (2) 植栽本数等の検査は、次のいずれかの方法（以下「本数検査法」という。）により、施行地の面積が0.5ヘクタール以下の場合は1カ所以上、0.5ヘクタールを超え4ヘクタール以下の場合は2カ所以上、4ヘクタールを超え6ヘクタール以下の場合は3カ所以上、6ヘクタールを超え8ヘクタール以下の場合は4カ所以上、8ヘクタールを超える場合は5カ所以上で行う。

ア 施行地内の任意の植列において植栽木11本の間の延長及びその植列に直角の方向に11列の間の延長をそれぞれ実測し、苗間列間距離の平均値を求め、早見表により植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法。

イ 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100平方メートルを基準として設定した区域内の全植栽本数等を計測する方法。

- (3) 枯損率については、本数検査法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を計測し、枯損苗本数／植栽本数により算出する。
- (4) 枯損率が30パーセント未満であるときは、本数検査法によって確認した植栽本数を検査の合格本数とする。
- (5) 1施行地に適用標準単価の異なる2樹種以上が植栽されている場合には、計測又は本数比により面積を按分して区分する。
- (6) 苗木については、苗木受払簿等により樹種及び本数を、苗木以外の資材については購買伝票等により商品名及び数量を確認する。
- (7) 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起しについては、地表かき起しの状況を確認するとともに、支障木除去、不良木淘汰及び不用萌芽の除去については、本数検査法により検査する。
- (8) 補植については、補植前の枯損率を写真等により確認するとともに、補植状況について本数検査法により補植率（補植本数／補植後の植栽本数）を確認することに加え、苗木受払簿等により購入した苗木の本数が補植本数を上回っていないことを確認する。

（下刈りの検査）

第 18 条 下刈りについては、雑草木により植栽木の生育を阻害しないように刈払いが行われているかを確認する。

(倒木起こしの検査)

第 19 条 倒木起こしの本数については、本数検査法により、倒木起こし本数率(倒木起こし本数/現存生立本数)を確認する。査定面積は、倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。

2 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位する。

(除・間伐等の検査)

第 20 条 除伐、保育間伐、間伐等の不良木の淘汰の本数については、本数検査法により、施行地の面積が 10 ヘクタール以下の場合は 2 カ所以上、10 ヘクタールを超え 15 ヘクタール以下の場合は 3 カ所以上、15 ヘクタールを超え 20 ヘクタール以下の場合は 4 カ所以上、20 ヘクタールを超える場合は 5 カ所以上で行い確認する。

2 不用木の除去及び不良木の淘汰後の枝払、玉切、片付の実施率については、前項の検査区域内(不用木の除去のみを実施した施行地にあつては、本数検査法により設定する区域内)において確認する。

3 間伐等における伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難しい場合は、はい積写真及び検知野帳等により確認する。

(保育間伐の検査)

第 21 条 12 齢級を超える林分で行った保育間伐については、前条の本数検査法に加え、平均胸高直径調査表に基づき、伐採した不良木の胸高直径の平均が 18 センチメートル未満であることを確認する。

(付帯施設等整備の検査)

第 22 条 付帯施設等整備 については、標準的な仕様以上の効果が発揮できることを確認する。

2 当該付帯施設等整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

3 下刈りと併せて林床保全整備による施肥が行われた場合には、肥料が適正に施されているか確認するとともに、第 17 条第 1 項の(2)に準じて、施肥対象木の本数を確認する。

(森林作業道の検査)

第 23 条 森林作業道については、延長及び沖縄県森林作業道作設指針第 1 の 2 及び第 2 に規定する必要な項目を確認する。

2 当該森林作業道の整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

(林齢の検査)

第 24 条 林齢については、当該施行地の植栽時の検査調書等、森林簿等又は伐根の年輪等により確認する。

(その他の検査)

第 25 条 その他、規定のない施業種については、当該施業の目的とする効果が発揮できることを確認する。

第 3 節 現地での確認

(現地確認の手法)

第 26 条 第 7 条の規定により現地確認を行う場合は、次により実施する。

(1) 間伐及び更新伐の施行地については、実施要領別表 1 の事業規模の要件を満たす施行地のまとまり(以下「森林経営計画等」という。)の数に応じ、次の方法により抽出された施行地にて実施する。

ア 申請者の 1 申請に係る森林経営計画等の数が 1 つである場合は、当該申請に係る施行地数の 1 / 10 以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地

イ 申請者の 1 申請に係る森林経営計画等の数が複数ある場合は、森林経営計画等の数に応じ、下表のとおり無作為抽出する。無作為抽出された森林経営計画等において、1 申請に係る総施行地数の 1 / 10 以上に相当する施行地を無作為に抽出した施行地

森林経営計画等数	抽出数
2 ～ 3	2 以上
4 ～ 5	3 以上

(2) (1)以外の施行地については、当該申請に係る施行地数の 1 / 10 以上を無作為に抽出した施行地を現地確認箇所とし、残りの現地確認を省略することができる。なお、付帯施設等整備については、施行地数から除くとともに、その主たる施業の現地確認箇所と同一箇所にて現地確認が行えるものとする。

(3) (1)及び(2)の規定により無作為抽出を行う場合は、信頼性を確保するため、乱数表による抽出を行う等、無作為抽出の徹底に留意するとともに、抽出に当たっては造林事業等の指導、検査等に関わる者以外の職員が行うものとする。

2 現地確認において疑義が認められた場合は、前 1 項を適用しない。

3 交付申請より前に事業主体から現地検査依頼書(別記第 1 号様式)の提出があった場合には、これにより交付申請予定の施行地の一部について現地確認を実施することができるものとし、その際の現地確認を行う箇所の選定及び省略については第 1 項の規定に準ずるものとする。また、交付申請受理後のこの部分に係る現地確認を省略できる。

4 第 1 項及び第 3 項により現地確認を実施した施行地の検査調書には「現地確認」欄に有無を記載し、施業図又は検査調書に下記事項を朱線で記入する。ただし、GNSS データが記録された検査写真等により検査位置を特定することができる場合は、当該データを整理し、朱線と同程度の可読性を担保することで省略することができる。

- ア 検査員が検査のため踏査した経路
- イ 検測した線又は検測点
- ウ 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置

(現地確認の体制)

第 27 条 現地確認を行う場合は、その信頼性等を確保するため、原則として 2 名以上の体制により実施する。ただし、GNSS 等の位置情報等を活用して確実に現地確認を行ったことが確認できる場合は、1 名での体制により実施できる。

(立 会)

第 28 条 現地確認は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行う。

(写 真)

第 29 条 現地確認を行った際には、検査員及び立会人並びに検査状況（測量成果の検査状況、伐採本数、施行状況等）の写真を撮影し、検査調書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則として GNSS 等のデータが記録されたものとする。

(検査調書等の様式)

第 30 条 検査調書等の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 造林事業検査命令簿 | 1 表 |
| (2) 造林検査野帳 | 2 表 |
| (3) 造林検査調書 | 3 表 |
| (4) 森林作業路検査調書 | 4 表 |
| (5) 現地検査依頼書 | 別記様式第 1 号 |

(補助金の査定)

第 31 条 標準経費は、標準単価に事業量を乗じて求める。

- 2 補助金額の査定は、市町村が森林空間総合整備事業、及び絆の森整備事業（共生環境整備を除く。）を請負又は直営に付して実行した場合は実行経費を、それ以外の事業を請負又は直営に付して実行した場合は、標準経費と実行経費のいずれか低い額を補助対象経費とする。
- 3 第 2 項以外の場合は、標準経費を補助対象経費とする。
- 4 補助金の確定は、補助対象経費に補助率を乗じて求める。

第 4 節 その他

(作業安全規範等の確認)

第 32 条 検査員は、森林環境保全整備事業実施要領の運用別表 1 の「ハ 安全チェックシート」に規定する「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」及び同表の「ヒ 「みどりチェック」チェックシート」

に規定するチェックシートが申請書に併せて提出されていることを確認する。

附 則

この内規は、令和 8 年 10 月 1 日から適用する。

別記第 1 号様式（第 26 条第 3 項）

年度 森林整備（造林）補助事業現地検査依頼書

第 号
年 月 日

農林水産振興センター所長
又は林業事務所長 殿

申請者住所
氏名

年度 森林整備（造林）補助事業について、 年 月 日に（一部、全部）完了しましたので、森林整備（造林）補助事業竣工検査内規第 26 条第 3 項の規定により、下記の書類を添えて現地検査を依頼します。

記

- 1 補助金交付申請予定造林内訳表（別紙 1）
- 2 施業図等の現地検査に必要なその他必要書類

別紙 1

補助金交付申請予定造林内訳表

市町村

[illegible]

- (注) 1 市町村ごとに別葉とし、一施行地を一行に記入すること。ただし、2以上の近接した造林地を合わせて一施行地として申請する場合は、はじめの行に合計と代表者名を記入し、次に行をかえて内訳を記入すること。また、一施行地に2以上の樹種を植栽した場合もこれに準じて記入すること。
- 2 番号は、施行地ごとに一連番号を付すること。1のただし書の場合は、内訳に枝番号を付すること。施業図、造林事業実行経費、位置図及び委任状も同一番号とすること。検査依頼対象施行地の番号に○を記載すること。
- 3 施業区分欄には、単層林整備、複層林整備、育成天然林整備等の別を記入すること。
- 4 事業内容欄には、人工造林、下刈り、森林作業道等と記入すること。なお、人工造林については植栽、播種の別を下段に記入すること。
- 5 立地別欄には、当該申請が人工造林については伐採跡地、天然林転換地、原野散生地等の別を記入し、保育については人工林と記入すること。
- 6 種苗生産者は、県営、市町村営、自家生産、県外その他具体的に記入すること。
- 7 完了検査年月日欄には、県による現地検査を実施した年月日を記入すること。
- 8 備考欄には、造林年度及び公益的機能別施業森林の区分（水源、土地、快適、保健、その他又は木材）を記入すること。

1表

造 林 事 業 檢 查 命 令 簿

(農林水産振興センター又は林業事務所)

[illegible]

2 表

年度 造 林 検 査 野 帳

施業種（階層構造）

(造林内訳表No.)

検査年月日	年 月 日	立会人 職・氏名									
		検査員 職・氏名(検査立会人 職・氏名)		()							
事業実施者	市町村 字 番地(職・氏名)										
造林地(地番)	市町村 字 番										
林班・準林班	林班 準林班										
所有形態	公有 ・ 私有 ・ 共有 ・ 社有 ・ その他 ()										
林種	普通林 ・ 保安林 ・ 病虫害被害林 ・ 被災林 ・ その他制限林 ()										
作業種	人工造林(植栽・播種)・樹下植栽等・除伐・保育間伐・下刈り(1回目)・下刈り(2回目)・付帯施設等整備(林床保全整備(施肥))										
造林種	再造林 ・ 拡大造林		階層構造	単層林整備 ・ 複層林整備	森林経営計画						
林齡	年生		齡級	齡級	実施期間						
(樹下植栽等の場合は上層木)			(樹下植栽等の場合は上層木)		年 月 日～ 年 月 日						
現場監督費率	%		法定福利費率	%	施行形態						
					直営・請負・組合						
検 査 記 録											
施業種	樹種					標準値検査	No.	植付(播種)・立木・除去・伐採前本数	枯損・施肥・伐採本数	枯損率・施肥確認・伐採率	適否
	面積(ha)						1				
							2				
							3				
	新植・上層木・通算回数・併用作業種						4				
							5				
	受光伐・枝葉除去・地拵えの有無										
	伐採年度					平均					
備 考											

年 度 造 林 検 査 調 書

造林内訳表()

本庁確認者 職氏名	統括監： 課長： 班長： 担当：					出先機関確認者 職氏名	所長： 課長： 班長（副所長）：										
申請者						造林者						森林所有面積	ha				
検査年月日	完了		年 月 日		検査員職氏名 (2名以上の体制時は記載)												
番号	施行地			事業区分	事業内容	検査内容					決定額	所有 形態	施行 形態	現地 確認	共通 仮設 費率	現場 監督 費率	備 考 (法定福利費 加算率)
	字	原	地番			樹種	面積	数量	実行経費	単価							
合 計																	
1								本/ha									
2								本/ha									
3								本/ha									
4								本/ha									
5								本/ha									
6								本/ha									
7								本/ha									
8								本/ha									
9								本/ha									
10								本/ha									

4表

年度森林作業道検査調書					
事業名				検査年月日	年 月 日
事業箇所				検査員職氏名 (検査立会職員氏名)	()
施工者住所・氏名				立合人氏名	
幅員及び延長	幅員	m		延長	m
標準本工事費	円		実行本工事費	円	
事務雑費・工事雑費	円		事務雑費・工事雑費	円	
標準経費	円		実行経費	円	
補助率	%		補助額	円	
所 見					